

化審法の一部を改正する政令を閣議決定 環境省



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令等が 2009 年 10 月 27 日に閣議決定されました。これらは、第一種特定化学物質の追加等を行うものです。

主な改正内容は、以下の通りです。

(1) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」

- 製造・輸入を原則禁止する第一種特定化学物質として、新たにPFOS又はその塩等の 12 物質を追加指定。
- 第一種特定化学物質を使用している輸入禁止製品として、PFOS又はその塩等の 3 物質が使用されている 14 製品を追加指定。
- 例外的に第一種特定化学物質の使用を認める用途として、PFOS又はその塩を使用する 3 用途を指定。
- 第一種特定化学物質の例外的な使用による環境汚染を防止するために、基準適合義務及び表示義務が課せられる製品として、PFOS又はその塩を使用する 4 製品を指定。
- 技術上の指針を公表する第二種特定化学物質が使用されている製品として、現在表示義務を課している 11 製品を指定。

(2) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令」

- 一般化学物質及び優先評価化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

(3) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」

- 改正法の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日とし、改正法附則第 1 条第 3 号に定める規定については、平成 23 年 4 月 1 日とする。

また、2009 年 9 月 3 日～2009 年 10 月 2 日に実施していたパブリックコメントの結果についても発表しています。

詳しくは下記、環境省 2009 年 10 月 27 日報道発表資料をご確認ください。

環境省 2009 年 10 月 27 日付報道発表資料:<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11703>

当社は、化学分析専門会社として37年の実績があり、絶縁油中PCB分析やRoHS指令分析など様々な化学物質の分析を行っております。ぜひ一度ご相談ください。

資料 2009年10月27日付 環境省 報道発表資料

クロマト分析箇所 会田祐司